

令和6年度第1回佐渡市都市計画審議会次第

令和7年1月24日(金) 午前10:00～
金井コミュニティセンター 2階 大会議室

1 開会

2 挨拶

3 委員の紹介

4 会長の選任

5 議件

佐渡都市計画下水道の変更(佐渡市決定)について

6 その他

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

計 画 書

令和 6 年度

新 潟 県 佐 渡 市

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

目 次

- I.佐渡都市計画下水道の変更 (佐渡市決定) (両津処理区)
- II.佐渡都市計画下水道の変更 (佐渡市決定) (相川処理区)
- III.佐渡都市計画下水道の変更 (佐渡市決定) (国府川処理区)
- IV.佐渡都市計画下水道の変更 (佐渡市決定) (長石北都市下水路)
- V.佐渡都市計画下水道の変更 (佐渡市決定) (四日町都市下水路)
- 参考資料
- VI.案の理由書

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

(両津処理区)

計 画 書

令和 6 年度

新 潟 県 佐 渡 市

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（両津処理区）

佐渡都市計画下水道、佐渡市公共下水道（両津処理区）「２．排水区域」に雨水を、「４．その他の施設」に湊雨水ポンプ場を次のように追加する。

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

２．排水区域

名 称	面 積	備 考
佐渡市公共下水道 （両津処理区）	汚水 約 290ha	
	雨水 約 146ha	

「排水区域は総括図表示のとおり」

４．その他の施設

内 訳	位 置	備 考
湊雨水ポンプ場	佐渡市両津湊字川方	雨水ポンプ場 約 1,000m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 佐渡都市計画区域内では、佐渡市公共下水道事業により整備を進めているところである。

今回の変更は、佐渡市公共下水道（両津処理区）において、雨水計画を策定し、公共下水道事業として整備していくものとなったことにより下水道の排水区域及びその他の施設（雨水ポンプ場）の追加を行うものである。

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（両津処理区）

（新旧対照表）

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

1. 下水道の名称

佐渡市公共下水道（両津処理区）

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
佐渡市公共下水道 （両津処理区）	汚水 約 290ha	
	（ － ） 雨水 約 146ha	

「排水区域は総括図表示のとおり」 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
処理場放流渠	佐渡市梅津字中セ川原	佐渡市梅津字中セ川原	汚水管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
舟場町汚水中継ポンプ場	佐渡市梅津字浜田	汚水ポンプ場 約 510m ²
湊汚水中継ポンプ場	佐渡市両津湊字川方	汚水ポンプ場 約 450m ²
（ － ） 湊雨水ポンプ場	（ － ） 佐渡市両津湊字川方	（ － ） 雨水ポンプ場 約 1,000m ²
両津浄化センター	佐渡市梅津字平沢、堂河原、川原、 中セ川原及びサキノ	汚水処理場 約 25,510m ²

「区域は計画図表示のとおり」 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

(相川処理区)

計 画 書

令和 6 年度

新 潟 県 佐 渡 市

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（相川処理区）

変更なし

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

1. 下水道の名称

佐渡市特定環境保全公共下水道（相川処理区）

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
佐渡市特定環境保全 公共下水道 （相川処理区）	汚水 約 78ha	

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
相川放流污水幹線	佐渡市相川栄町	佐渡市相川栄町	污水管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
相川浄化センター	佐渡市相川栄町	汚水処理場 約 6,500m ²

「区域は計画図表示のとおり」

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

(国府川処理区)

計 画 書

令和 6 年度

新 潟 県 佐 渡 市

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（国府川処理区）

佐渡都市計画下水道、佐渡市公共下水道（国府川処理区）「２．排水区域」及び「３．下水管渠」中 国府川１号幹線を次のように変更し、「３．下水管渠」中 沢根幹線、国府川２号幹線、畑野１号幹線、国府川３号幹線及び「４．その他の施設」中 下畑ポンプ場、目黒町ポンプ場、皆川ポンプ場を廃止する。

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

２．排水区域

名 称	面 積	備 考
佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	汚水 約 713ha	
	雨水 約 672ha	

「排水区域は総括図表示のとおり」

３．下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
国府川 1 号幹線	佐渡市八幡字辰巳	佐渡市八幡字辰巳	汚水管渠
放流管渠	佐渡市八幡字辰巳	佐渡市八幡字辰巳	汚水管渠

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
千種ポンプ場	佐渡市千種字中	敷地面積 約 240m ²
中興ポンプ場	佐渡市中興字西沖	敷地面積 約 360m ²
長木ポンプ場	佐渡市長木字前の田	敷地面積 約 400m ²
八幡ポンプ場	佐渡市八幡字竹之花	敷地面積 約 450m ²
四日町ポンプ場	佐渡市四日町字千速町	敷地面積 約 1,270m ²
長石ポンプ場	佐渡市長石字高立	敷地面積 約 550m ²
国府川処理場	佐渡市八幡字辰巳	敷地面積 約 28,600m ²

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 佐渡都市計画区域内では、佐渡市公共下水道事業により整備を進めているところである。

今回の変更は、佐渡市公共下水道（国府川処理区）において、長石北都市下水路及び四日町都市下水路の都市下水路としての位置づけを廃止し、公共下水道事業として整備していくものとなったことにより、下水道の排水区域の変更を行うものである。

また、都市計画運用指針により定められる都市計画に位置付ける下水道の要件に該当しない管渠（排水面積 1,000ha 未満の管渠）の位置づけを廃止するため、一部幹線を廃止すること、また、計画汚水量の見直しにより、現状、マンホール形式のポンプ施設で十分対応可能であり、将来的にも用地を要するポンプ場の敷設は不要とみられるポンプ場の都市計画の位置づけを廃止するため、一部ポンプ場の都市計画の位置付けを廃止することにより、下水道の下水管渠及びその他の施設(ポンプ場)の変更を行うものである。

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（国府川処理区）

（新旧対照表）

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

1. 下水道の名称

佐渡市公共下水道（国府川処理区）

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
佐渡市公共下水道 （国府川処理区）	汚水 約 713ha 雨水 約 672ha (約 653ha)	

「排水区域は総括図表示のとおり」 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
(沢根幹線) —	(佐渡市八幡字竹之花) —	(佐渡市河原田本町字砂) —	(污水管渠) —
(国府川 2 号幹線) —	(佐渡市八幡字辰巳) —	(佐渡市金井新保字唐崎) —	(污水管渠) —
(畑野 1 号幹線) —	(佐渡市寺田字寺田沖) —	(佐渡市寺田字寺田沖) —	(污水管渠) —
国府川 1 号幹線	佐渡市八幡字辰巳	(佐渡市新穂皆川) 佐渡市八幡字辰巳	(污水管渠)
(国府川 3 号幹線) —	(佐渡市四日町字千速町) —	(佐渡市真野新町字青塚) —	(污水管渠) —
放流管渠	佐渡市八幡字辰巳	佐渡市八幡字辰巳	污水管渠

「区域は計画図表示のとおり」 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
千種ポンプ場	佐渡市千種字中	敷地面積 約 240m ²
中興ポンプ場	佐渡市中興字西沖	敷地面積 約 360m ²
長木ポンプ場	佐渡市長木字前の田	敷地面積 約 400m ²
八幡ポンプ場	佐渡市八幡字竹之花	敷地面積 約 450m ²
四日町ポンプ場	佐渡市四日町字千速町	敷地面積 約 1,270m ²
長石ポンプ場	佐渡市長石字高立	敷地面積 約 550m ²
(下畑ポンプ場) —	(佐渡市畑野字畑沖) —	(敷地面積 約 300m ²) —
(目黒町ポンプ場) —	(佐渡市目黒町字西沖) —	(敷地面積 約 180m ²) —
(皆川ポンプ場) —	(佐渡市新穂皆川) —	(敷地面積 約 180m ²) —
国府川処理場	佐渡市八幡字辰巳	敷地面積 約 28,600m ²

「区域は計画図表示のとおり」

上段 () は元、下段は変更後を示す。

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

(長石北都市下水路)

計 画 書

令和 6 年度

新 潟 県 佐 渡 市

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（長石北都市下水路）

佐渡都市計画下水道、長石北都市下水路「２．排水区域」及び「３．下水管渠」中 長石北幹線を廃止する。

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

１．下水道の名称

長石北都市下水路

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（長石北都市下水路）

（新旧対照表）

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

1. 下水道の名称

（長石北都市下水路）

—

上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
（長石北都市下水路） —	（約 64ha） —	

「排水区域は総括図表示のとおり」 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
（長石北幹線） —	（佐渡市四日町） —	（佐渡市長石字西通） —	（管径または 幅：1.8～3.0m 延長：約 610m） —

「区域は計画図表示のとおり」 上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

4. その他施設

なし

佐渡都市計画下水道の変更
(佐渡市決定)

(四日町都市下水路)

計 画 書

令和 6 年度

新 潟 県 佐 渡 市

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（四日町都市下水路）

佐渡都市計画下水道、四日町都市下水路「２．排水区域」及び「３．下水管渠」中 四日町 1 号幹線、四日町 2 号幹線を廃止する。

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

１．下水道の名称

四日町都市下水路

佐渡都市計画下水道の変更（佐渡市決定）
（四日町都市下水路）

（新旧対照表）

都市計画の種類

佐渡都市計画下水道

1. 下水道の名称

（四日町都市下水路）

—

上段（ ）は元、下段は変更後を示す。

2. 排水区域

名 称	面 積	備 考
（四日町都市下水路） —	（約 12ha） —	

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠

内 訳	位 置		備 考
	起 点	終 点	
（四日町 1 号幹線） —	（佐渡市四日町） —	（佐渡市四日町 字川端） —	（管径または 幅：0.5～1.1m 延長：約 510m） —
（四日町 2 号幹線） —	（佐渡市四日町） —	（佐渡市四日町 字川端） —	（管径または 幅：1.8m 延長：約 160m） —

4. その他施設

なし

都市計画の案の理由書 (佐渡市)

1. 佐渡市の将来像における位置付け

佐渡市では令和 4 年 3 月に市政運営の基本となる「佐渡市総合計画」を策定し、目指すべき将来像を以下のように定め、そのための施策の一つとして下水道整備を位置付けている。

第 2 章 基本構想 第 3 節 基本目標

将来像 「トキの舞う美しい島」

基本目標 1 豊かな自然と共生した、安全で快適なまちづくり

[防災・防犯、生活・環境]

○佐渡の宝であるトキが舞う豊かな自然環境を守り、活かし、育てながら、安全かつ快適なまちづくりを進めます。また、脱炭素社会に向け再生可能エネルギーの導入拡大を進めます。

第 3 章 基本計画 第 3 節 分野別施策

施策 1-7 下水道施設の整備

基本方針

○下水道施設の維持管理や接続促進等により、河川等の水質改善による美しい自然環境の保全や雨水排除整備による防災力の向上を図り、安全・安心な市民生活の持続を目指します。

※ 「佐渡市総合計画」より下水道計画に関する部分を抜粋

2. 都市計画の必要性

機能的で快適な市街地を形成するには、都市計画に基づいた土地利用計画を推進し、将来の発展に備え、都市施設の整備を進める必要がある。このようなことから、下水道を都市施設に位置付け、都市計画事業として整備・維持管理を行い、地域住民の生活環境の向上と自然環境の保全を図るものである。

3. 位置、区域の妥当性

本市公共下水道は、佐渡都市計画下水道として事業を推進してきたところである。

下水道計画の策定にあたっては、将来の本市の状況を考慮しつつ、その他の都市施設との整合を図る必要がある。よって、下水道施設の位置及び区域を以下のとおりとする。

1) 位置

下水道施設は、「3. 下水管渠」として処理場放流渠(両津処理区、相川処理区、国府川処理区)、沢根幹線、国府川 1 号幹線、国府川 2 号幹線、国府川 3 号幹線及び畑野 1 号幹線、「4. その他の施設」として両津処理区において 3 施設(内 1 処理場、2 ポンプ場)、相川処理区において 1 施設(処理場)、国府川処理区において 10 施設(内 1 処理場、9 ポンプ場)が都市計画決定されている。

都市計画決定位置は基本計画、事業計画、実施計画を経て、詳細に検討し現在の位置に決定された。

2) 区域

区域については、現在決定されている污水排水区域約 1081ha(両津処理区約 290ha、相川処理区約 78ha、国府川処理区約 713ha)、雨水排水区域約 653ha(国府川処理区約 653ha)を引き続き位置付ける。

以上から、位置、区域については妥当であると考える。

今回の変更は、両津処理区において、雨水排水区域 約 146ha を下水道施設として位置づけ、「4. その他の施設」として 1 施設(湊雨水ポンプ場)を追加し、国府川処理区において、長石北都市下水路及び四日町都市下水路の位置づけを廃止し、雨水排水区域 約 19ha を下水道施設として位置づけ、また、都市計画運用指針により定められる都市計画に位置付ける必要のない管渠(排水面積 1,000ha 未満の管渠)について、「3. 下水管渠」として 4 幹線(沢根幹線、国府川 2 号幹線、畑野 1 号幹線、国府川 3 号幹線)を廃止し、また、計画汚水量の見直しにより、現状、マンホールポンプで対応可能であり、将来的にも用地を要するポンプ場の敷設は不要とみられるポンプ場の都市計画の位置づけを廃止するため、「4. その他の施設」として 3 施設(下畑ポンプ場、目黒町ポンプ場、皆川ポンプ場)を廃止するものである。

そのため、現在決定されている下水道施設の位置については、「3. 下水管渠」として処理場放流渠(両津処理区、相川処理区、国府川処理区)、国府川 1 号幹線、「4. その他の施設」として両津処理区において 4 施設(内 1 処理場、3 ポンプ場)、相川処理区において 1 施設(処理場)、国府川処理区において 7 施設(内 1 処理場、6 ポンプ場)に変更される。

佐渡都市計画下水道 変更説明資料

令和7年1月24日（金）
金井コミュニティセンター大会議室

下水道の位置づけと都市計画決定まで

○都市計画法（抜粋）

（都市施設）

第十一条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
- 二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
- 三 水道、電気供給施設、ガス供給施設、**下水道**、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設

事 項	時 期
素案説明会 公聴会 意見照会 意見照会回答 都市計画案の縦覧	令和6年9月26日 令和6年10月15日（公述申出が無く中止） 令和6年10月29日 令和6年11月12日 令和6年12月20日から令和7年1月9日まで
佐渡市都市計画審議会	令和7年1月下旬（予定）
新潟県知事への協議 新潟県知事協議回答	令和7年1月下旬（予定） 令和7年2月上旬（予定）
決定告示	令和7年2月下旬（予定）

下水道計画変更の経緯

計画策定

平成30年
新潟県汚水処理施設整備構想(第4次構想)策定
→整備面積減

令和3年 全体計画策定(見直し)
→整備面積減と雨水計画追加

令和6年 事業計画変更
→雨水追加と都市計画変更

周知

令和3年3月
産建委員会 →整備面積減を説明

令和4年8月
下水道事業運営協議会
→整備面積減と雨水計画追加説明

令和4年9月
産建委員会
→整備面積減と雨水計画追加を説明

令和7年1月 都市計画審議会

佐渡都市計画下水道一覧と主な変更点

○両津処理区

汚水計画のみ → 雨水計画区域と雨水ポンプ場の追加

○相川処理区

変更なし

○国府川処理区

雨水計画 → 都市下水路の統合による区域の追加
汚水計画 → 基準に満たない一部施設を計画から削除

○都市下水路

長石北都市下水路 → 国府川処理区との統合による廃止
四日町都市下水路 → 国府川処理区との統合による廃止

下水道と雨水処理

下水道の役割

汚水処理

- ・トイレ、風呂、台所など屋内の生活排水を処理し、住環境を衛生的に保つ
- ・専用の管を新しく整備

雨水処理（内水処理）

- ・市街地に降った雨を海などに排水し、街を浸水から守る
- ・新しく水路や管を設置するほか、既存の側溝や水路を改良

別々の施設として管理

洪水（外水氾濫）

- ・大雨により河川があふれ、堤防が決壊する

内水氾濫

- ・大雨により側溝や水路から水があふれる

高潮

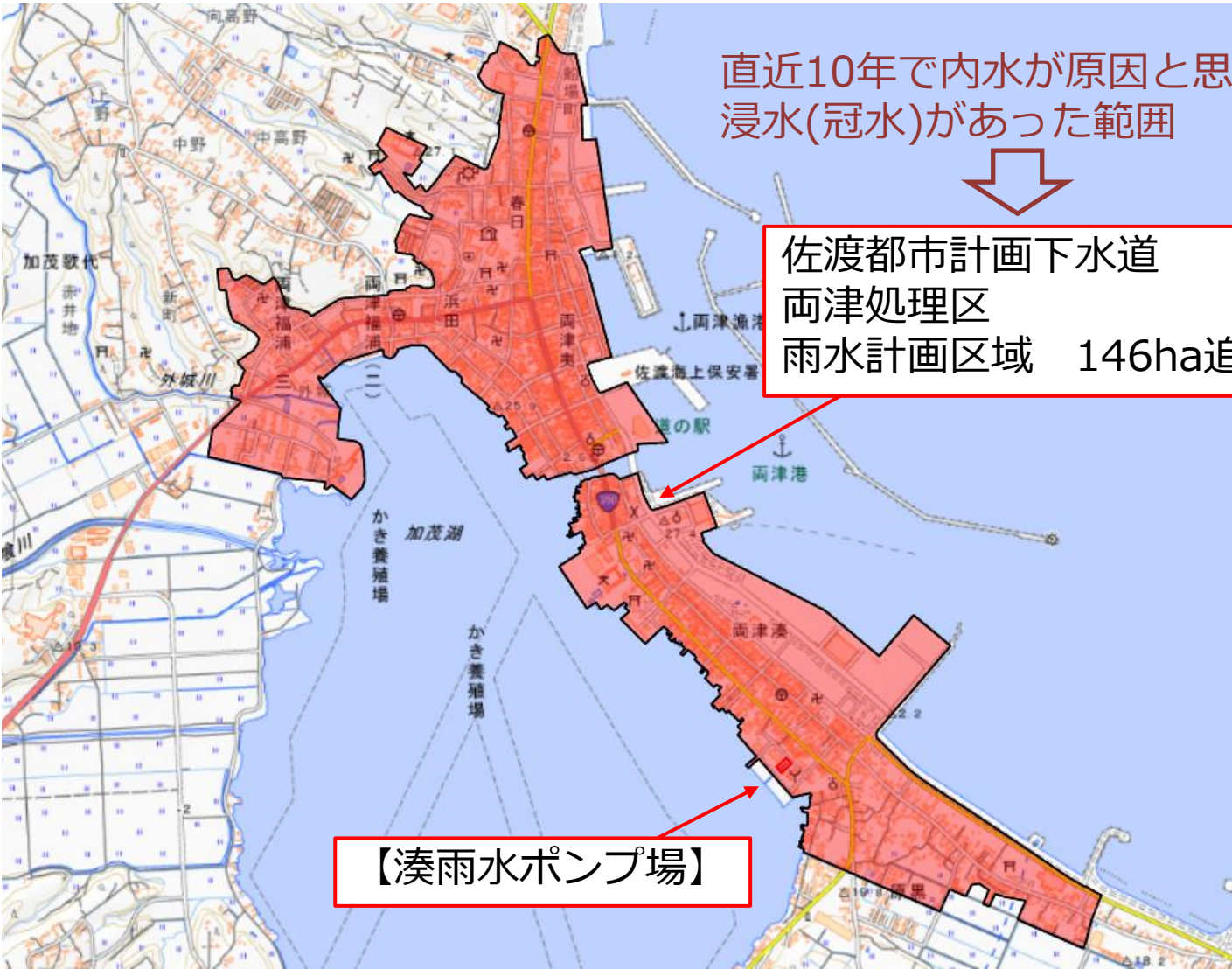
- ・台風や低気圧による海面の上昇

浸水の原因

両津処理区 変更箇所一覧

変更項目	施設名称	変更内容
排水区域	雨水区域	約146haを新規に追加
その他施設	湊雨水ポンプ場	新規に都市計画の位置付け

両津処理区 雨水計画区域の追加



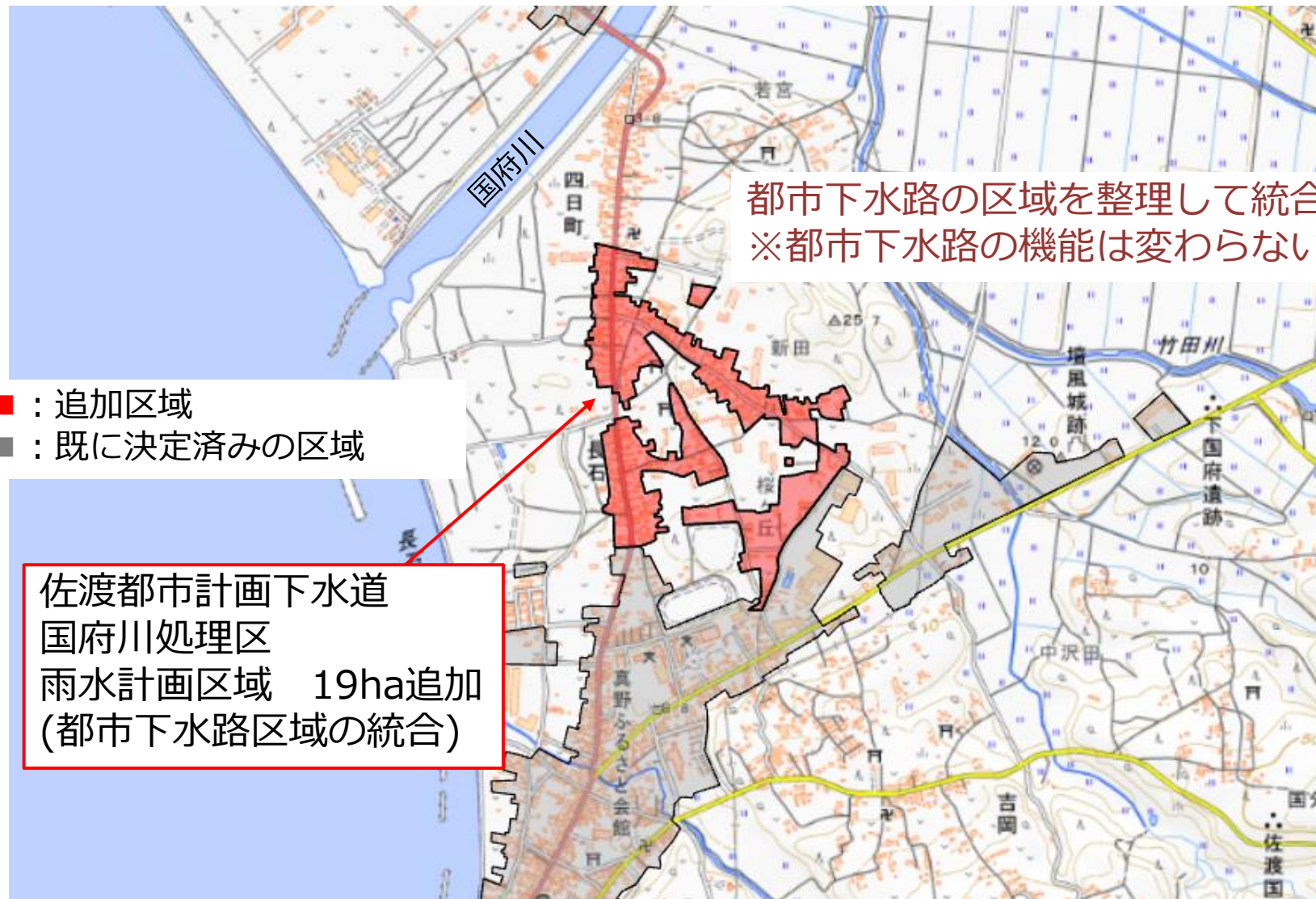
両津処理区 湊雨水ポンプ場の追加



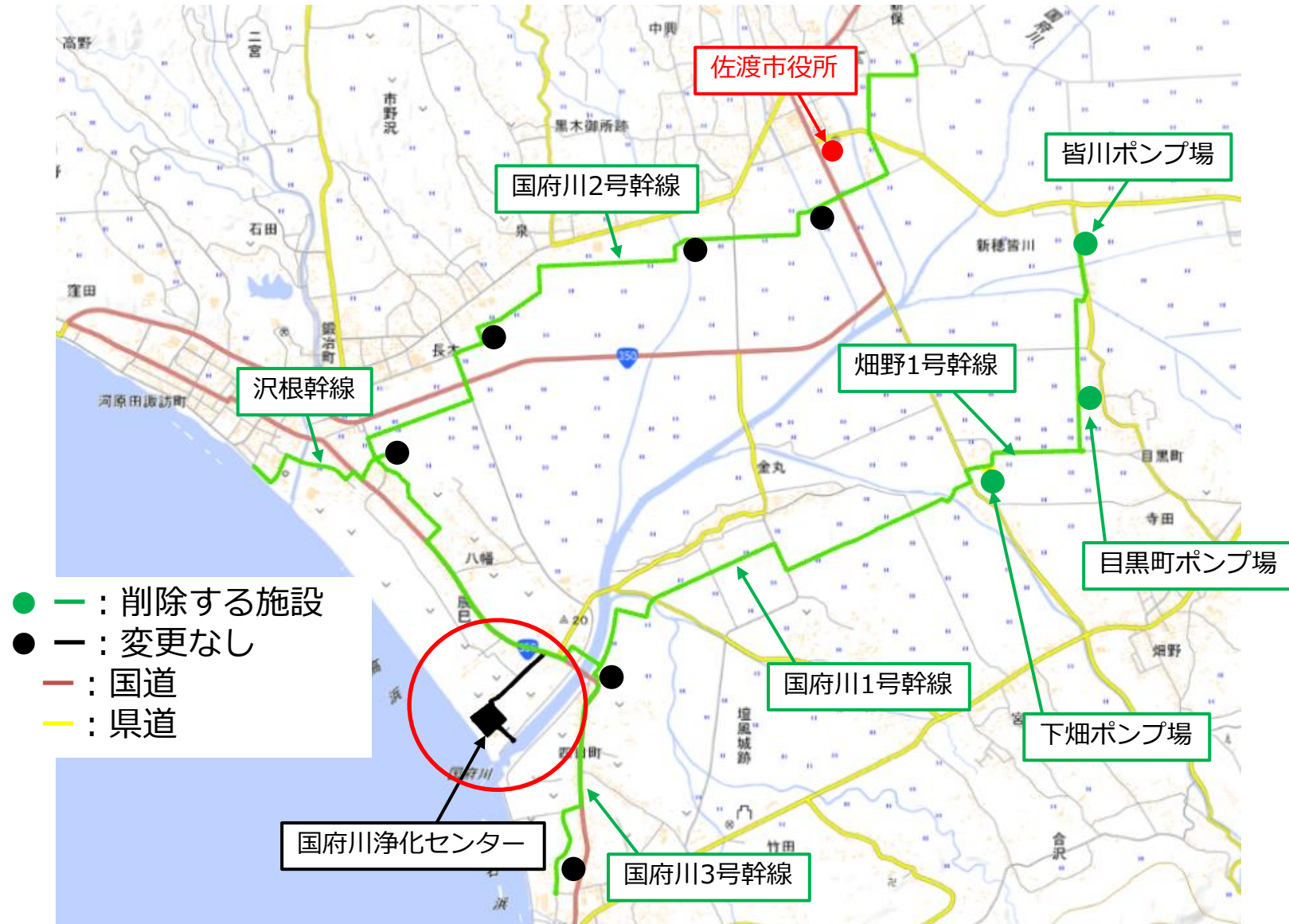
国府川処理区 変更箇所一覧

変更項目	施設名称	変更内容
排水区域	雨水区域	区域面積 約653ha→約672haに変更
下水管渠	沢根幹線	都市計画から削除
	国府川2号幹線	都市計画から削除
	畑野1号幹線	都市計画から削除
	国府川1号幹線	都市計画から一部削除
	国府川3号幹線	都市計画から削除
その他施設	下畑ポンプ場	都市計画から削除
	目黒町ポンプ場	都市計画から削除
	皆川ポンプ場	都市計画から削除

国府川処理区 雨水計画区域の追加



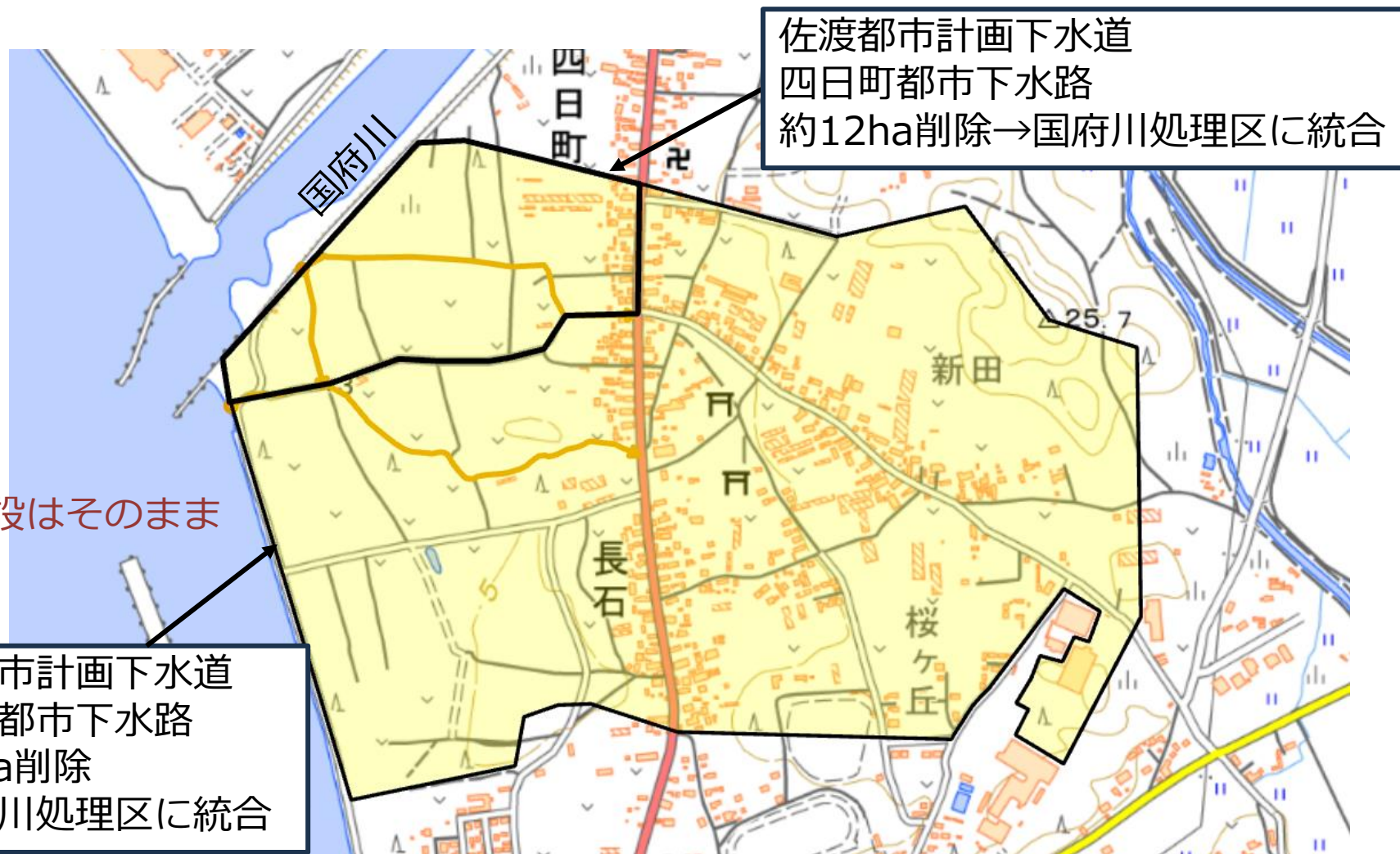
国府川処理区 管渠、ポンプ場の削除



都市下水路 変更箇所一覧

変更項目	施設名称	変更内容
排水区域	長石北都市下水路	排水区域 約64haについて 都市計画から削除
	四日町都市下水路	排水区域 約12haについて 都市計画から削除
下水管渠	長石北幹線	都市計画から削除
	四日町1号幹線	都市計画から削除
	四日町2号幹線	都市計画から削除

都市下水路 排水区域の削除

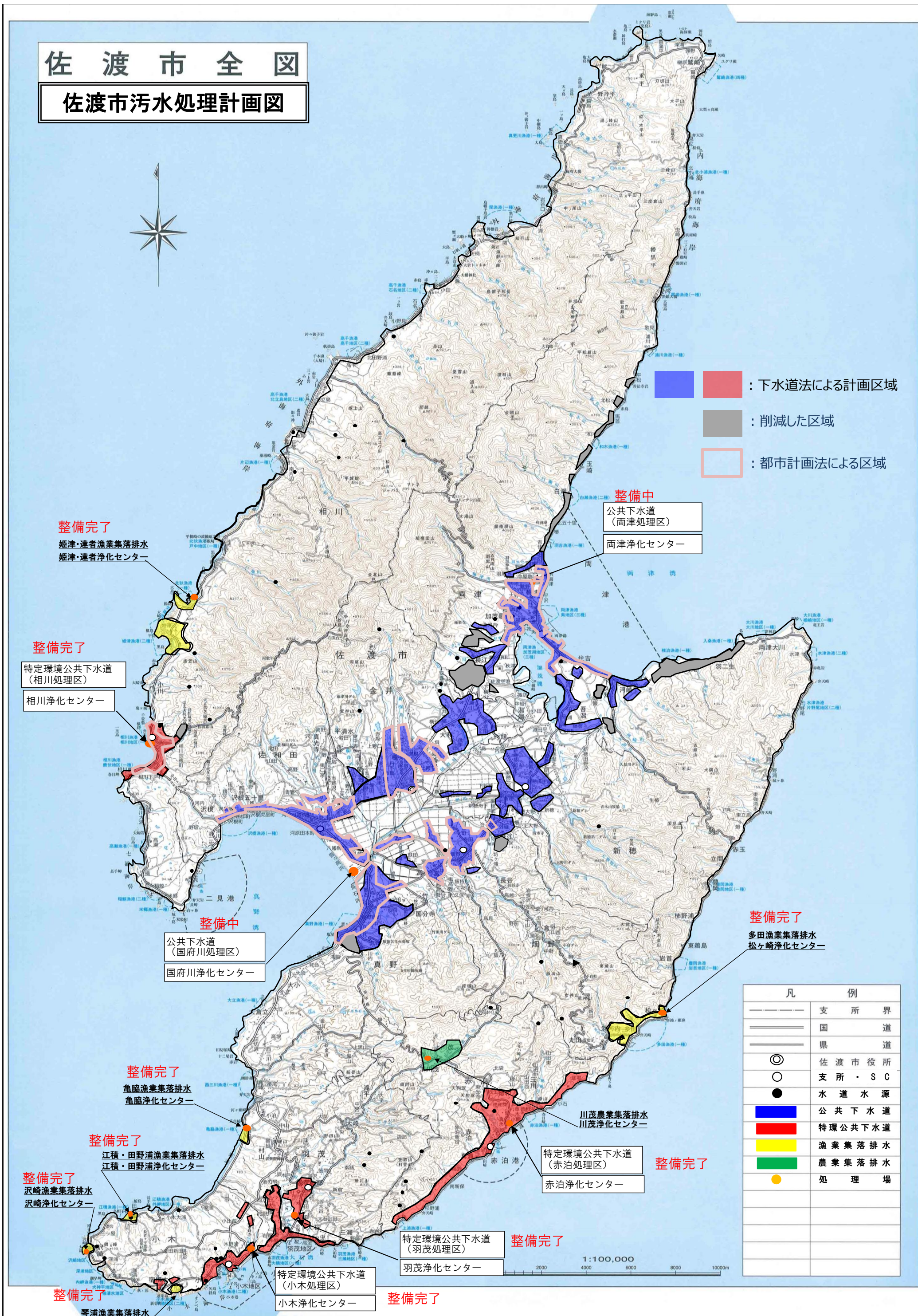


都市下水路 管渠の削除



佐渡市全図

佐渡市汚水処理計画図



- 下水道法による計画区域
- 削減した区域
- 都市計画法による区域

凡	例
— — — — —	支 所 界
— — — — —	国 道
— — — — —	県 道
◎	佐 渡 市 役 所
○	支 所 ・ S C
●	水 道 水 源
■	公 共 下 水 道
■	特 環 公 共 下 水 道
■	漁 業 集 落 排 水
■	農 業 集 落 排 水
●	処 理 場

1:100,000
2000 4000 6000 8000 10000m